

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

サンリブ府中

2 所在地

安芸郡府中町大須九四番一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号

（変更後）

名称 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号

（変更後）

名称 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号

三 変更の日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十九年六月六日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十九年六月六日

四 変更する理由

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

五 届出年月日

平成十九年八月一日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

府中町総務部地域振興課（安芸郡府中町大通三丁目五番一号）

2 縦覧期間

平成十九年八月十三日から平成十九年十二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十二月十三日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室